

## 浄化槽法定検査センターの新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

当センターの浄化槽法定検査業務につきましては、県民の生活環境及び公衆衛生の確保の観点から、新型コロナウイルス感染拡大予防策を徹底した上で、通常通り実施させていただいております。

訪問する検査員は、毎朝の検温、一施設ごとの手指の消毒、マスクの着用、お客さま対応時のソーシャルディスタンスの確保などの対応を実施しております。

また、事務所内においても、サーモグラフィー機器による検温、パーティションの設置、接触場所の消毒、定期的な換気などを行い、感染防止対応を継続して行っております。

引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

なお、第 11 条検査の 501 人槽以上の合併処理浄化槽、および農・魚業集落排水施設で行っている、反応槽の顕微鏡観察は当面停止とさせていただきます。

